大分県協働推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 「大分県におけるNPOとの協働指針」(以下「協働指針」という。)に基づき、幅広い意見を反映しながら県と県民が対等かつ自由な立場で協働する仕組みを構築するため、大分県協働推進会議(以下「協働推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協働推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 行政、企業、NPOの協働のあり方についての評価及び提言に関すること。
 - (2) その他、県と県民との協働推進のための重要事項の検討に関すること。

(組織)

- 第3条 協働推進会議は、16人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、学識経験者、企業等、NPO、市町村、関係機関等のうちから知事が委嘱 する。
- 3 協働推進会議に会長を置く。
- 4 会長は、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、協働推進会議を代表し、会務を総理する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第5条 協働推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 協働推進会議の事務局は、生活環境部県民生活・男女共同参画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協働推進会議の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年3月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。